

## 第9回 自治基本条例策定チーム会議

### ■日時

平成26年2月17日（月）19:00～@高森町役場3F 中会議室

### ■出席者：6/10名

### ■議事内容

(19:05)

1.あいさつ

2.資料の説明及びディスカッション

#### ■資料 ※前回と同様

- ・資料1 (A3 縦4ページ)

前回の資料2。左側に条例たたき台、左側にそれについての課題などをまとめたもの。

- ・資料2 (A4 縦6ページ)

上記資料1の論点をまとめたもの。

- ・資料3 (A4 横6ページ)

資料2の論点に合わせて、先行自治体の条例を比較したもの。

## 4 地域経営への参加の推進

### 地域経営の総合調整役としての町の役割

**「町は、地域経営の総合調整役として認識し、町をはじめ地域経営に関わる主体の力を引き出すよう機能します。」**

→地域経営を確立していく上で、町の役割はそのコーディネーター役として機能し、町政や地域経営に関わる多くの人や団体の力を引き出すように機能することを規定したもの。

→まちパワ報告書の中でも、行政のコーディネーター機能を挙げている。

Y 委員 町がコーディネートする→良い面と悪い面がある。町民をコントロールするものになりかねない。良い面は自主性・主体性を促すこと、悪い面話は行政がコントロールする。この二面性をしっかり認識して仕組みづくりを行う必要がある。

M 委員 「町が引き出す」という表現に問題がある。「町の都合の良いように」という雰囲気を感じとれる。引っ張ること自体がコントロール=誘引している。そうではなくて「町が後押しする」=どっちに行くか分からない、が、主体の能力を発揮するには引き出すのではなくて後押しする。後ろに回ってその背中を押すという表現が重要。

→背中を押す、という意図を盛り込んで条文案を作成する。

## 町政への参加の推進

**「町は、多種多様な町民の力を活かし、そのための意見等を行政経営に反映させるために、町政への参加制度の体系的な整備及び参加拡充のための方策を図るように努めます。」**

→地域経営に参加することから、特に町政への参加に絞り込み、町は老若男女に応じて、開催時間や開催場所の工夫や、またその方法や情報発信の在り方などを整備し、一層の参加拡充の努力を規定したもの。

→まちパワ報告書の中でも同様の意見を頂いている。

→町だけで良いのか？コミュニティ団体まで規定する必要はないか？

M 委員 会議の開催時間によっては出てくるなど言っているようなものと聞く。

Y 委員 個々の意見をつなげることができる仕組みがあると理想的。ただし個々の意見を全て聞いてあるのは無理がある。

M 委員 職員が意見を聞き地域へ出て持ち帰ろうとする姿勢が大切。→これを体系化できれば…また、情報発信のあり方が今の高森町は下手・苦手。

K 委員 地区計画が現在ハード中心となっている。ソフト面の充実を図っていくことは難しいと感じている。

Y2 委員 今回の町長の公約は非常に期待を感じている（女性対象のまちづくり懇談会など）。また、地区長が決めたから区長が決めたからなどの言葉ものすごい力を感じる。

M 委員 町政への参加について、まず町が変わっていけばコミュニティも変わっていくはず。「行政も変わってきた」「行政もやってきている」という意識が広がるはず。

Y 委員 町もコミュニティも成熟してこないと実現は難しい。「育成」と掲げるには、道筋を示す必要がある。手段の先に何を目標しているのか？この目的を明らかにすることが重要。

→コミュニティに関しての参加については今回は入れず、町政への参加の項目のみとする。

また、これをどのように検証していくのか、その仕組みを導入することは必須。

## 子どもの参加

**「こどもは、今そして未来の自治の担い手として、地域経営に参画する権利を持っています。」**

【参考】（小諸市自治基本条例）住民投票項目の条文から

7 住民投票の投票権を有する者は、年齢満 16 歳以上の住民とします。

【解説】第 1 項、第 2 項では、満 16 歳以上の住民の 50 分の 1 以上の連署により市長に対して住民投票の実施を請求することができ、請求があった場合は、意見を付けて議会に付議しなければならないことを規定しています。

年齢については、高校生もまちづくりに参加する具体的な権利を持つことにより、将来に対する意識の醸成が図れること、周囲も高校生がまちづくりに参加するための環境づくりを意識できること、また、義務教育が終了していることなどから住民投票請求権を満 16 歳以上としました。

→本たき台について、今のところ「住民投票」についての規定は盛り込まない予定。また町政への参加についても、厳密に年齢を制限しておらず「子ども」としている。

→まちパワ報告書では、子どもは未来の高森町の担い手であり、町政や自治組織活動などにきちんと意見を言えて、それを反映できるようなことが必要という議論。

→この点を踏まえて、どういう内容とするか？

- O 委員 子どもをどこまでの年齢や範囲で定義するか？
- M 委員 学校、育成会などのいずれかのコミュニティに属している。
- K2 委員 正直、条文に入れるかどうか検討が必要だと思う。面白いと思うが、子どもを特  
だしする必要性は？女性であれ、若者であれ、それら多様な主体の一つとして  
捉えても…
- Y 委員 「みらい議会」はかなりの PR 効果がある。一方でパフォーマンスの要素も多い。  
そういった意味で大事な点ではあるが…自治基本条例の枠組みに入れるのは難  
しい？
- M 委員 これは子どもだけの問題ではない。子どもには権利があっても、親・周りの環境  
が制約している事例があると聞く。
- K 委員 子どもを突出しなくても良いのではないかと。多様な担い手の一つと捉えて良いの  
ではないか？
- O 委員 子どもの参加を推進してきた高森町の今までの実践がある（北小のホタル飼育、  
平和のバスなど）。それを考えると入れておくべきではないか？
- K2 委員 この条文を残すとすれば、子どもの明確な定義が必要ではないか？また地域経営  
と地域行事は一緒ではないのではないかと？子どもは権利を持っていても、それ  
を奪ってしまうのは親という事例を何回も経験している。
- M 委員 親も世代によって考え方が違ってきそう…

→この点については、このチームでもう少し検討が必要。

#### 《参考》

※住民投票における論点（全国の事例より事務局まとめ）

- ・誰に参政権を認めるのか？（上記のような年齢の範囲、外国人まで含めるか？など）
- ・出た結果が、町長や議会の意思と反した時は、どのように扱うのか？
- ・町民の意見を取り上げる手法として、コストが高いのではないかと？（高森町では1回の選挙で500万～600万程度の費用が発生している）。すぐに投票に頼るのではなく、もっと住民の意見を取り入れる方法があるのではないかと？（市民討議会などの新しい住民参加手法）

## 7 コミュニティの役割と責務

### コミュニティの役割と責務

「わたしたち町民は、町内にある各コミュニティの重要な担い手として自覚し、そのコミュニティに参加し、公共的課題解決に取り組むよう努めます。」

「どのコミュニティもコミュニケーションの場の創出に努め、相互理解と協力の意識の育てることを目指します。」

【参考】高森町町民参加条例  
(基本理念)

#### 第2条

2 町民は、地域社会における自らの役割と責務を認識し、まちづくりの根幹をなす住民自治の担い手として、自治基盤である常会・区等（以下「自治組織」という。）の加入に努めるものとする。

- Y2 委員 コミュニティという言葉は使う事で良いのか？何人の方がイメージできるのか？
- Y 委員 自治組織と NPO 法人やまちづくり団体は、運営方法や機能なども違う。その役割や責務を大きくくりでまとめるのは具体性が無くなってしまわないか？
- M 委員 それぞれのコミュニティでできる範囲でまちづくりに参加するというのが今までのまちパワ委員会での合意事項であった。地縁組織と NPO などの団体が横断的に課題解決に進めていけるまちづくりを目指すべきだと思う。
- K 委員 横断的にそれぞれの団体がつながっていくとき、そのコーディネートは誰の役割なのか、そういう論点も必要。
- Y 委員 横のつながりは、自治という枠組みの中で、これからも必要に応じて作られるのではないか？
- K2 委員 コミュニティ団体の役割などを規定する条項であれば、町と協働していくなどの規定があるのでは？またコミュニティの定義があいまいだと感じる。
- K 委員 町もコミュニティの一つ。それとの関係性はどうなるのか？町が主、コミュニティが従とも取られかねない。地縁団体以外のコミュニティが育ちつつある段階なので、多くの疑問が生まれる可能性がある。
- M 委員 「参加の可能性を拡げていく」点は、まちづくりパワーアップ委員会で生まれた大きな方向性。参加のツールを既成の団体に限ってしまうことは、議論を後戻りさせてしまうことになってしまう。また、町民とは個々、コミュニティとは個々をつなげて団体。この違いをどう位置づけるか？

## コミュニティへの支援

**「町は、各コミュニティ団体の「自治」「自立」を尊重し、必要に応じてその活動を促進する支援を行うことができます。」**

各団体の「自治」「自立」を尊重するとは、コミュニティから見た団体自治（町などの不当な関与を受けないという点）がまずあり、行政からの支援も各団体の「自立」を基本としそれについて支援することを明記したもの。

「必要に応じて」とは、営利目的や宗教目的などの支援はまず行わず、また過度な行政とコミュニティの相互依存は、お互いの「自立」を妨げるものとして考え、「必要に応じて」と表現している（「なんでも支援する、なんでも頼るということを行うと、自治や自立が成り立たない」ということ）。

→以上の点を踏まえ、どのように表現するか？

Y 委員 育成とはプロセスが伴う。計画・見直しも必要。

K2 委員 支援→既成のものに対してなのか？それとも創り上げていくような形も拾い上げたい。「町の責務」に入れるのも一つの方法。

M 委員 コーディネート：いくつもある一人二人の団体をつなぎ合わせる、など。出会いの場やきっかけづくりなどもその中に入るはず。

→コミュニティの項目については、役割と責務の部分は「町やコミュニティが一緒になって町を動かしていく」という視点が必要。また、支援については「育成」という視点も必要。

## 9 町の役割と責務 ※ここは町長の役割・職員の役割を同時に検討

### 町長の役割と責務

・町長は、住民自治の拡大を実現するために、目指す町の姿を明確にし、町政に関する住民の意思を的確に反映させなくてはなりません。

・町長は、その権限及び責任を自覚し、政策意思決定の過程を説明する責任を追い、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。

・町長は、町民の信託（代議制としての信頼）にこたえるために、町の代表者としてこの条例の理念を遵守し、公正かつ誠実に町政を経営しなければなりません。

町長は地方自治法において大きな権限が与えられている（予算をつくること、高森町としての代表権、執行機関における人事や監督など）。だからこそ、予算を作る過程においては住民自治の原則に基づいてしっかり町民の意見を取り入れる事、またその過程などをしっかり明らかにし説明すること、また決定したことを誠実に実行する事を明記している。

このあたりは、まちパワ報告書でも挙げられた点であり、今までの議論を考慮して、たたき台を作成している。

・「もう少しゆるくても」という意見あり。

・町長への制約的な機能については、本案では「この条例の理念を守らなくてはならない」という条文を入れることで対応できると考えている。

→以上の点を踏まえ、どのように表現するか？

### 職員の役割と責務

・職員は、住民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。※基本中の基本

・職員は常に学ぶ姿勢を忘れず、「長期的視点」「俯瞰視点」「専門的視点」を持ち、高

**い志を持って創造的な地域経営のために職務を遂行しなければなりません。※職員自らの学習**

**・職員は、住民起点の発想及び公共の福祉の増進を基本に、担当業務や職層を超えた組織体制の確立に努力します。※職場内のつながり**

**・職員は、住民起点の発想及び公共の福祉の増進を基本に、業種を超えた公共的課題解決のネットワークの形成に努力します。※町民や町外者との横のつながり**

・事務局では、自治基本条例が制定されることで最も影響を受けるのは、業務において最前線に立つ職員だと考え、8月下旬に3日間に分けて職員対象のワークショップを行った。

・その中で、目指す職員像は「住民視点（現場に入る）、学ぶ姿勢、情報発信、自ら考える力、柔軟な視点、ネットワークづくり」などの点が共通して出された。

・また、その職員の力を活かすために、「職員間の横のつながり、業務における課の横のつながり、挑戦する土壌づくり」が、今の職場で必要という共通意見が出て、職員間で共有。

まちパワ報告書の中でも、職員（執行機関）に対して上記の点と同様の意見を頂いており、それらを勘案してたたき台を作成している。

・意見の中では「首長の役割をしっかりと定めれば、職員はここまで規定しなくても良い」という意見あり。

→以上の点を踏まえ、どのように表現するか？

Y 委員 全てのことが網羅されている最もな表現だが、果たしてこれでよいのか。実効性はあるのか。

K 委員 町長の役割・責務については、今の表現がベストではないか。やるべきことを挙げていくと、ものすごい分量になる？

Y 委員 町長の責務だけを明確にすれば、それを実行するのが職員。町長の責務をしっかりと作れば、職員の責務などは不要ではないか。職員を育てる、任命する→町長の責務ではないか。職員を町長へ置き換えれば、それで通用するのではないか。

O 委員 仕事の対象は、町長も職員も町民であるはず。目指すべきところが同じであれば、それを統括するのが町長の責務。

Y 委員 職員の服務や姿勢についての規定が不要という意味ではなく、自治基本条例にうたう必要があるのかどうか、と言う点が疑問。

K 委員 町長と職員との関係性が示されれば、明確になるはずだが。

M 委員 住民の意思を、町長が反映しているのならば、職員はそれに従うべき、が理想。町長が向いている方向、職員が向いている方向が一緒、一本であることが本来の姿。こうなっていれば、わざわざ条文化する必要はないはず。

Y 委員 条文化したならば、かならず PDCA が必ずついてくる。それを覚悟したうえで条文化できるか。それを心配している。

Y2 委員 今の条文案の内容は、職員が自分たちで努力してやるべきこと。条例化することが必要なのかどうか…自己研鑽くらいの内容は必要だとは思いますが。

M 委員 職員は町長の声を吸い上げるアンテナであり、それを形にして町長に伝える。また町長からの指示を町民に対して的確に実行していくのが職員の役目だと思うが。

→この2項目については、職員ワークショップ、そしてまちパワ報告書からの意見を入れ

ている経過もある。庁内で議論し、条例化の是非を検討する。

(21 : 25) 「町の役割・責務」の項目終了

### 3.次回日程

・ 2/26 (水) に開催。

(21 : 30) 終了